

建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建設工事等の発注事務に関し、事業者等から職員に対する不当な働きかけがあった、もしくは職員が不正を行った場合の対応に必要な事項及び職員の綱紀保持に必要な事項を定め、組織としての適切な対応を徹底するとともに、発注事務の公正性及び透明性の一層の向上を図ることにより、発注事務に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び環境調査業務並びに道路除排雪、道路・河川等維持管理、除草その他これらに類する役務の提供をいう。
- (2) 発注事務 入札参加資格の審査、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約方法の選択、契約の相手方の決定、契約の締結、監督、検査、支払い並びに契約履行状況の確認及び評価その他建設工事等の発注全般に係る事務をいう。
- (3) 入札参加資格業者 建設工事等の入札の参加資格のある事業者（役員、使用人、代理人その他これに準ずるものを含む。）をいう。
- (4) 事業者等 入札参加資格業者及び建設工事等の発注事務について利害関係を有する者（「職務に関する働きかけについての取扱要綱」に規定する一定の公職にある者等を除く。）をいう。
- (5) 職員 知事部局に所属する一般職の職員をいう。
- (6) 監督員等 監督職員及び入札や契約を担当する事務職員等、発注事務にかかわるすべての職員をいう。
- (7) 所属長 本庁の課室長、地方公所の長並びに地域振興局各部長をいう。
- (8) 不当な働きかけ 発注事務に関し、職員に対する公正な職務の執行を損なうおそれのある次に掲げる要求行為をいう。
 - ① 事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為
 - ② 事業者等の受注又は非受注に関する要求行為
 - ③ 非公開又は公開前の予定価格、低入札価格調査制度の調査基準価格、最低制限価格又は総合評価における加算点（これらを推測できる金額、数値等を含む。以下「公開前の予定価格等」という。）に関する情報漏えい要求行為
 - ④ 入札参加者についての公表前における情報漏えい要求行為
- (9) 監督員等の不正 発注事務に関し、監督員等が事業者等に対する公正な業務の執行を阻害するおそれのある次に掲げる要求行為

- ① 元請事業者の下請事業者選定に関する監督員等からの要求行為
 - ② 前号に掲げるもののほか、事業者等への便宜、利益もしくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為
- (10) 要求行為 陳情、要請、要望、意見等の名称及び口頭、電子メール等の形態を問わない意思表示をいい、次に掲げるものを除く。
- ① 入札公告等に基づく設計図書に関する質問
 - ② 業界団体等各種団体の意思決定に基づき作成された、発注事務全般に関する意見書、要望書等
 - ③ 公表若しくは公開された資料の請求又は事実の照会若しくは確認
 - ④ 法令等により認められた権利の行使等

(職員のコンプライアンス)

- 第3条 監督員等は、関係法令及び「職員の倫理保持に関する指針」(平成16年12月27日付け人ー1268)を遵守しなければならない。
- 2 発注事務を所管する所属長は、監督員等に対し、発注事務に係る関係法令の遵守及び綱紀保持に関する意識の高揚を図るため、必要な研修、講習等の充実に努めなければならない。

(発注事務に関する秘密の保持)

- 第4条 監督員等は、公表前の予定価格その他の発注事務に関する秘密を保持しなければならない。
- 2 監督員等は、自ら担当する発注事務の秘密を業務上知り得る立場にある職員以外の者に教示又は示唆をしてはならない。
- 3 監督員等は、発注事務の秘密に関する書類等の保管を厳格に取り扱うとともに、当該書類等を庁外に持ち出し、送付(電磁的方法によるものを含む。)し、その他これに類することを行ってはならない。ただし、やむを得ない理由があるものとして、所属長又は上位の職にある者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(事業者等への適切な対応)

- 第5条 監督員等は、事業者等と接する時は、公平かつ適正に行い、一部の事業者等を差別的に取り扱ってはならない。
- 2 監督員等は、工事打ち合わせ等で入室を認める事業者等以外の者とは、原則として受付カウンターで対応するものとする。
- 3 前項の入室を認める事業者等は、入室管理簿に氏名等を記入した上で入室させなければならない。
- 4 監督員等は、執務スペースにおける打ち合わせを周囲から状況確認が可能な打ち合わせスペース等で行い、原則として複数人で対応するものとする。

(事業者等による不当な働きかけへの対応)

第6条 事業者等から不当な働きかけを受けた職員又はそれを認知した職員は、当該不当な働きかけの概要を記録票（別記様式1）に記録するとともに、所属長（所属長に報告しがたい場合は建設政策課長又は農林政策課長）に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた所属長等は、当該案件の内容について、記録票を付し担当部局長（地域振興局長を含む。）に報告するものとする。なお、その内容が他部局との調整等の必要性が生じるものである場合は、人事課長にも報告するものとする。

3 所属長は、不当な働きかけを行った者が入札参加資格業者である場合は、建設政策課長又は農林政策課長に当該案件の内容を報告するものとする。

4 不当な働きかけが、「職務に関する働きかけについての取扱要綱」に規定する一定の公職にある者等により行われた場合には、同要綱に基づき報告しなければならない。

(下請負への関与等の禁止)

第7条 監督員等は、方法を問わず、建設工事等の元請事業者に対して、特定の事業者を下請事業者を選任し、又は選任しないよう働きかけてはならない。

2 監督員等は、下請事業者との間で直接接する機会が必要となる場合は、いかなる理由があっても、必ず元請事業者（共同企業体の構成員を含む）を同席させなければならない。

3 職員は、事業者の下請負に関する監督員等の不正を認知した場合、その概要を記録票（別記様式2）に記録するとともに、所属長（所属長に報告しがたい場合は建設政策課長又は農林政策課長）に報告するものとする。

4 前項の報告を受けた所属長は、当該案件の内容について、記録票を付し担当部局長（地域振興局長を含む。）に報告するものとする。なお、その内容が他部局との調整等の必要性が生じるものである場合は、人事課長にも報告するものとする。

5 前2項は、職員がその他の不正を行った職員を認知した場合に準用する。

附則

この要綱は、令和3年10月19日から施行する。

この要綱は、令和7年 3月24日から施行する。